



第40回
定時株主総会

招集 ご通知

| 開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

| 開催場所

秋葉原UDXカンファレンスA・B
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDXビル南ウイング6階
電話 (03) 3254-8421

| 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 捕欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/5252/?qr2>



Vision

ソフトウェアテストを自動化させる
テストオートメーションカンパニーを目指す

Mission (事業コンセプト)

デジタル社会の根幹はそれをコントロールするソフトウェアの高い品質です。
私たちは第三者の立場でのソフトウェアの品質向上を支援し、
ソフトウェアテストのDX（テスト自動化）を推進します。

Action guidelines (行動指針)

Dream & Hope 夢や希望を決してあきらめない
実践・実務・実績主義 成功は行動から
Smile & Humor ユーモアを持って笑顔で

株主の皆様へ

(証券コード5252)
2025年6月12日
東京都台東区寿三丁目19番5号
日本ナレッジ株式会社
代表取締役社長 藤井 洋一

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、本年10月で40周年を迎えます。

スローガンとして、「共に創り 共に未来へ」を掲げました。

私たちのIT業界は、AI（人工知能）の実用化により大きく変化しようとしております。

当社ではAIを積極的に活用し、生産効率を向上させるべく取組みを進めております。昨年完成した諏訪センターを「AIセンター」として技術を集約し、具体的なAI活用の拠点として人材育成を進めてまいります。

AIと言っても、的確に指示命令しなければ正しい結果がでません。セキュリティも確保しなければなりません。

IT技術者にとってAIを活用した最適な開発環境と作成手法を創り、未来に向けて進んでまいります。

敬具

証券コード 5252
2025年6月12日

株 主 各 位

東京都台東区寿3丁目19番5号
日本ナレッジ株式会社
代表取締役社長 藤井 洋一

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.know-net.co.jp/general-meeting>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「招集ご通知・事業報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5252/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ナレッジ」又は「コード」に当社証券コード「5252」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDXビル南ウイング6階
秋葉原UDXカンファレンスA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよび  
パスワードを入力するこ  
となく議決権行使ウェブ  
サイトにログインするこ  
とができます。

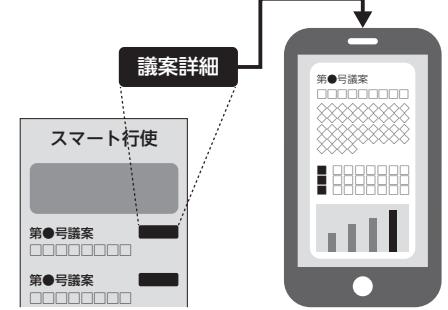
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

「スマート行使」の画面上で  
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

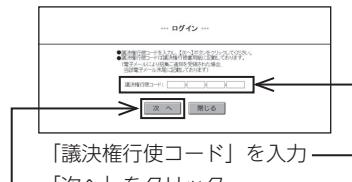
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトに  
アクセスしてください。



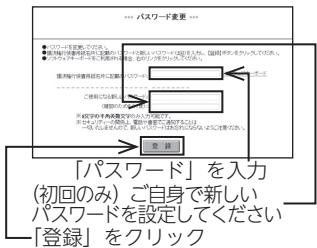
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
(初回のみ)ご自身で新しい  
パスワードを設定してください  
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 事 業 報 告

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日まで、以下当期）におけるわが国経済は、資源価格の高騰に伴う物価上昇や米国の政策動向に伴う金利変動及び為替動向の影響はあったものの、国内での経済活動の活発化により、景気は緩やかに回復致しました。

当社が属するIT関連業界における企業のIT投資は、幅広い業種にわたり拡大基調が続いていること、事業の拡大や競争力の強化を目的としたIT投資の意欲は力強いものがあります。

こうした事業環境の中、当社は、他社と差別化するための独自性のあるサービス提供へ向けた積極的な取り組みや新たな市場の開拓に注力し、企業価値の向上に努めてまいりました。一方で中長期の視点に立った人材投資政策として新諏訪センターの開設、積極的な人材確保及び社員の待遇向上を目的とした賃金・手当の向上に取り組んだ結果、人件費等が増加致しました。

この結果、当期の売上高は4,154,113千円（前期比1.9%の増加）となり、創立以来の最高額であった前期を上回る結果となりました。また積極的な人材投資により、営業利益は99,369千円（前期比60.4%の減少）、経常利益は115,285千円（前期比56.8%の減少）、当期純利益は82,904千円（前期比59.0%の減少）といずれも大幅減少となりました。

各セグメントの業績につきましては、次のとおりです。

#### a) 検証事業

当社の検証事業では、ソフトウェア開発の各工程において、テストの設計及び実行から改善提案に至るまで、顧客企業のソフトウェア品質向上のためのサービスを提供しております。

当期においては、同業他社と差別化を図るために昨年より継続してテストの自動化を推進してまいりました。複数の顧客の自動化を受託し、実績をあげることができました。その結果、セグメント売上高は2,766,224千円（前期比0.5%の増加）、セグメント利益は493,185千円（前期比2.8%の増加）と增收増益の結果となりました。

#### b) 開発事業

当社の開発事業では、自社開発パッケージソフトウェアの販売・保守及びカスタマイズ、受託システム開発、セキュリティ関連製品の販売・保守が主な事業内容となっております。

当社の開発事業においては、従前より株式会社大塚商会のE R P 「SMILEシリーズ」の開発及びカスタマイズを中心に行っております。特に鋼材業・木材業向けといたしまして、「SMILEシリーズ」で機能する業種テンプレートを自社開発し、これらの販売・サポートについても、パートナー企業との連携強化に注力し、展開してまいりました。

また、諏訪センターにおいて複数の大手ベンダー製パッケージソフトウェアの受託開発を手掛けており、開発の対象の幅を広げることにより受注の安定につなげております。

その結果、セグメント売上高は1,387,889千円（前期比4.8%の増加）、セグメント利益は211,305千円（前期比36.6%の減少）と增收減益の結果となりました。

#### 事業別売上高

| 事　業　区　分 | 第39期<br>(2024年3月期)<br>(前事業年度) |       | 第40期<br>(2025年3月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比<br>増減 |      |
|---------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|--------------|------|
|         | 金　額                           | 構成比   | 金　額                           | 構成比   | 金　額          | 増減率  |
| 検　証　事　業 | 2,752,114千円                   | 67.5% | 2,766,224千円                   | 66.6% | 14,110千円     | 0.5% |
| 開　発　事　業 | 1,324,595                     | 32.5  | 1,387,889                     | 33.4  | 63,294       | 4.8  |
| 合　　計    | 4,076,709                     | 100.0 | 4,154,113                     | 100.0 | 77,404       | 1.9  |

（注）事業別売上高は事業間の内部振替高を含まない数値です。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は167,002千円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に実施した主要な設備投資

建物 新諒訪センター建設によるものです。

③ 資金調達の状況

当年度中の該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 第37期<br>(2022年3月期) | 第38期<br>(2023年3月期) | 第39期<br>(2024年3月期) | 第40期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 3,231,681          | 3,550,234          | 4,076,709          | 4,154,113                     |
| 経常利益(千円)      | 137,513            | 191,358            | 266,750            | 115,285                       |
| 当期純利益(千円)     | 94,275             | 137,245            | 202,149            | 82,904                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 82.69              | 115.27             | 146.91             | 60.25                         |
| 総資産(千円)       | 1,311,550          | 1,803,672          | 2,121,973          | 2,124,151                     |
| 純資産(千円)       | 516,447            | 898,722            | 1,083,748          | 1,139,202                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 435.45             | 653.14             | 787.63             | 827.94                        |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

## (4) 対処すべき課題

当社が属するIT関連業界においては、引き続き企業のIT投資が拡大傾向にあると共に、IoTやAI、RPAなど、最先端のIT技術を活用した新たな市場も立ち上がりつつあります。また、ウクライナ情勢等の影響により、日本国内においても、サイバー攻撃の被害が見られ、これらに備えるためにセキュリティ対策を強化する企業も増加しております。さらに企業の働き方改革への対応、DX推進に伴う自動化・効率化・省力化へのシステム投資も続くものと考えております。

このような経営環境の中、当社では、持続的な成長力と強固な経営基盤、財務基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

### ①検証事業における課題

当社の検証事業は、情報システム開発を行う顧客企業・Slerが行うシステム開発工程の一部である「システム検証」業務を受託し、テスト・検証サービスを提供しており、システムの品質改善に継続的に貢献する企業を目指しております。

そのためには、品質の見える化が重要と捉えており、ソフトウェア品質の国際規格への取り組みや、テスト自動化への取り組み、ソフトウェア品質を向上させる取り組みなどを積極的に進め、高度で安心安全に使えるＩＣＴ社会の実現に貢献したいと考えております。

従来は継続的取引先であるＳＩｅｒへのテスト支援での参画が主でしたが、今後は事業会社との直接契約（一次請け）の比率を上げていきます。これは、直接契約（一次請け）案件として、当社裁量によるサービスを提供できる領域を大きくすることが可能となり、その中のテストの自動化サービスの導入が容易となります。ひいては案件の継続性や高価格での受注にもつながってゆくものと思われます。

また、顧客に必要とされる当社ならではのテスト・検証サービスを提供するには、テスト技術者の確保、教育は重要な課題であると捉えております。一方、従来の機能テストを主体としたサービス領域に加え、今後成長していくと思われる安全性、操作性などの利用者品質も重視したテストを行うサービス領域への拡大も重要な課題であると考えております。

## ②開発事業における課題

創業から行っております業種特化型の鋼材業・木材卸業向けパッケージソフトウェア事業は、小規模ながら安定した事業となっており、現在は顧客の会社にサーバーを設置して運用するシステムとなっております。今後はクラウド型のパッケージソフトウェアへの移行が課題となります。

また、セキュリティ製品の「monoPack」は、自宅のＰＣをシンクライアント化し、テレワークに活用する製品ですので、需要は堅調に推移すると認識しております。一方で、利用するＰＣが多様化し、ＯＳの違いやバージョンの違いがあり、個々に動作確認する必要があります。ＯＳのバージョンアップに合わせて当社の製品もバージョンアップしてゆくことが必要ですが、新しいＰＣやＯＳの情報を可能な限り早く入手して迅速に対応できるかが課題となります。

## (5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容                             |
|---------|-------------------------------------|
| 検 証 事 業 | ソフトウェアのテスト・検証・評価に関わるサービス全般          |
| 開 発 事 業 | 自社開発ソフトウェアの販売及び保守サービス並びにシステム開発の受託業務 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

|         |            |
|---------|------------|
| 本社      | 東京都台東区     |
| 札幌センター  | 北海道札幌市中央区  |
| 郡山センター  | 福島県郡山市     |
| つくばセンター | 茨城県つくば市    |
| 成田センター  | 千葉県成田市     |
| 諏訪センター  | 長野県諏訪郡下諏訪町 |
| 名古屋センター | 愛知県名古屋市中区  |

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|--------|
| 421名 | 44名増  | 37歳6ヶ月 | 5年11ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先       | 借入残高 (千円) |
|-----------|-----------|
| 株式会社長野銀行  | 297,476   |
| 株式会社りそな銀行 | 50,000    |
| 東京シティ信用金庫 | 7,517     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,700,000株

(2) 発行済株式の総数 1,376,000株

(3) 株主数 762名

### (4) 大株主

| 株 主 名          | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------|-------|---------|
| ウイステリアトラスト株式会社 | 595千株 | 43.3%   |
| 株式会社大塚商会       | 134   | 9.7     |
| 日本ナレッジ従業員持株会   | 95    | 6.9     |
| 光通信株式会社        | 83    | 6.1     |
| 株式会社SBI証券      | 26    | 1.9     |
| 藤井洋一           | 25    | 1.8     |
| 倉田将志           | 22    | 1.6     |
| 長谷川貴志          | 20    | 1.5     |
| 吉野正一           | 15    | 1.1     |
| 株式会社不二三協舎      | 13    | 1.0     |

(注) 持株比率は自己株式(45株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### **3. 新株予約権等の状況**

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|-----------|---------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 藤 井 洋 一 | 一般社団法人IT検証産業協会監事                                     |
| 取 締 役     | 長谷川 貴志  | DX推進本部長                                              |
| 取 締 役     | 青 木 一 男 | 管理本部長                                                |
| 取 締 役     | 藤 井 勇 佑 | 事業統括本部長、ウィステリアトラスト株式会社代表取締役                          |
| 取 締 役     | 渡 辺 照 男 | Re・Favor株式会社代表取締役社長                                  |
| 取 締 役     | 小 泉 妙 美 | 株式会社Amazia常勤監査役、Cellid株式会社監査役                        |
| 常 勤 監 査 役 | 寺 脇 健 夫 |                                                      |
| 監 査 役     | 山 脇 市 郎 | 山脇会計事務所代表                                            |
| 監 査 役     | 田 畠 宏 一 | みらい総合法律事務所パートナー、株式会社シーオーメディカル監査役<br>一般社団法人IT検証産業協会監事 |

- (注) 1. 取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役寺脇健夫氏、監査役山脇市郎氏及び監査役田畠宏一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役小泉妙美氏及び監査役山脇市郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田畠宏一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役渡辺照男氏及び小泉妙美氏並びに社外監査役寺脇健夫氏、山脇市郎氏及び田畠宏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## **(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------|--------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 66,450千円<br>(4,800) | 66,450千円<br>(4,800) | —       | —      | 6名<br>(2)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,600<br>(12,600)  | 12,600<br>(12,600)  | —       | —      | 4<br>(4)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 79,050<br>(17,400)  | 79,050<br>(17,400)  | —       | —      | 10<br>(6)  |

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使人兼務取締役の使人分給与は含まれておりません。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等の額は、2016年6月30日開催の第31回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### イ. 基本方針

報酬体系は、業績の持続的向上と企業価値の最大化に向けた取締役のインセンティブとして機能させることを通じて、株主価値に連動する制度設計とします。報酬水準は、人財の安定的な確保の観点から、当社の従業員が取締役を目指すモチベーションとなるべき内容とします。

## □. 固定報酬

取締役報酬の業界水準、従業員給与とのバランス、各取締役の職責・在任年数および会社の業績等を総合的に勘案して決定し、月額で支給します。

## ハ. 非金銭報酬

中長期的な企業価値・株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行取締役に対し、3年以上の期間の経過後または退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（いわゆるRS）を、原則として毎年一定の時期に付与します。

## 二. 報酬等の割合

中長期的な企業価値・株主価値の向上に重きを置いた報酬体系とするため、固定報酬の総額を100としたときに、株式報酬の額が10～30となる割合を目安として設定します。

## ホ. 個人別報酬等の内容の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容は、取締役会が決議に基づき、当社の経営環境・経営情報を熟知し各取締役の役割・責任に対する評価を行うにあたって最も適任である代表取締役社長にその決定を委任します。

### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤井洋一に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が、その妥当性等について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役渡辺照男氏は、Re・Favor株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・取締役小泉妙美氏は、株式会社Amaziaの常勤監査役及びCellid株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役山脇市郎氏は、山脇会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役田畠宏一氏は、みらい総合法律事務所のパートナー、株式会社シーオーメディカルの監査役及び一般社団法人ＩＴ検証産業協会監事であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |                                                                                 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 渡辺照男                               | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、ＩＴ企業の経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。        |
| 取締役 小泉妙美                               | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                        |
| 監査役 寺脇健夫                               | 13回開催された取締役会の全て、13回開催された監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っております。                               |
| 監査役 山脇市郎                               | 13回開催された取締役会の全て、13回開催された監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。              |
| 監査役 田畠宏一                               | 2024年6月27日就任以降に10回開催された取締役会の全て、10回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan 有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

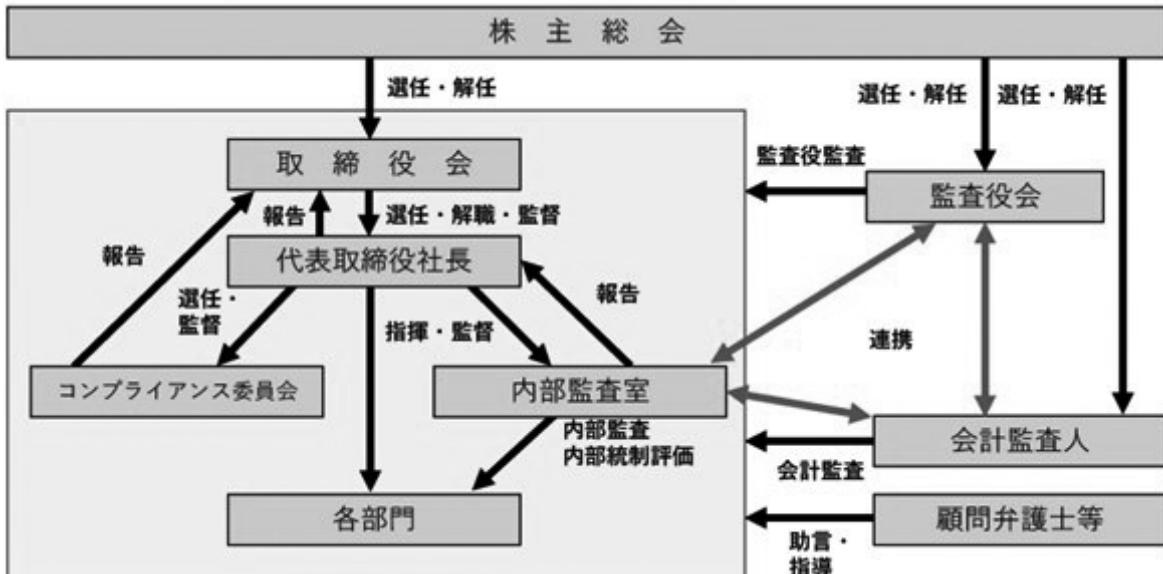
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、業務の適正を確保し企業価値の継続的な向上を図るため、遵法意識の醸成に努めるとともに、当社代表取締役社長及び各部門の責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、当社全体の「経営の透明性」を確保しております

(ご参考) コーポレートガバナンスの体制図



### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令、定款及び社内規程の遵守を目的として当社取締役及び使用人に適用する「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
  - ・コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長を実施統括責任者とした「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処に努めると共に、当社の取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
  - ・業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し、当社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の監査を実施する。

- ・法令違反及びコンプライアンス管理規程違反またはそのおそれに関する内部通報制度である「内部通報窓口」の利用を促進し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役及び使用人は、職務の執行に係る各種文書等の作成、保存、管理については、法令及び「文書管理規程」に従い、適切に行う。また、情報の保存及び管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切に行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「リスク管理規程」を定め、会社の事業活動等に伴い発生する様々な危機に、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- ・特定の緊急事態、またはその発生が予測される場合は、緊急事態対策室を設置し、全社的な対策を検討・実施する。

④取締役の職務の遂行が効果的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月に1回定期に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、取締役会にて定められた計画・目標を達成するために付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ・取締役及び使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づく権限の委譲と適正な分業により、効率的な職務の執行を確保する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用者を配置する。また、当該使用者の職務に関しては、取締役その他の上長の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。尚、その使用者の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得て行うものとする。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ・内部監査室は、その職務の内容に応じて、定期的に監査役に対する報告を行う。
  - ・内部通報規程に定められている内部通報を受け付ける窓口は、通報された内容を監査役会に報告し、その対処については内部通報規程に則って社内の管理部門と連携する。
  - ・監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
  - ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとする。
- ・監査役は、当社の代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的に意見交換会を実施し、相互の意思疎通をはかることで効果的な監査業務を行う。
- ・監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する啓蒙、教育活動を推進し、法令、定款及び社内規程遵守の徹底を図っております。

当社内部監査部門により、業務活動の全般に関して、業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・隨時に監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行い、取締役及び常勤監査役に報告をしております。

内部通報制度については、社内窓口の他、専門相談員が対応する社外の通報窓口を設置し、不正及び不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書または電磁的記録）及びその他の重要な情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。なお、当事業年度中は、緊急事態対策室の設置を要する不測の事態は発生しませんでした。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、当事業年度中に13回開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案について、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保しております。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための対応

取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月に1回定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、取締役会にて定められた計画・目標を達成するために付議事項の審議及び重要な報告を行っております。また、取締役及び使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づく権限の委譲と適正な分業により、効率的な職務の遂行を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

本社管理本部の担当者が補助しております。

⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

上記補助者は本社管理本部に属しておりますが、監査役の職務の補助については、直接監査役からなされる指示に基づき行っており、独立性を確保しております。

- ⑧ 監査役への報告に対する体制  
取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
常勤監査役は、取締役会等、重要な会議体へ出席して業務執行の状況について報告を受けております。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報窓口の設置に関する社内通達で宣言しております。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、本社管理本部にて審議の上、当該費用等を処理する体制をとっております。なお、当事業年度中に監査役から前払の請求はありませんでしたが、監査役が立替払した費用の請求については適時処理しております。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、当社の代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を開催し、監査計画、監査実施状況、職務執行状況に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 1,392,537 | 流動負債          | 691,110   |
| 現金及び預金    | 738,487   | 買掛金           | 239,784   |
| 売掛金及び契約資産 | 594,988   | 短期借入金         | 50,000    |
| 仕掛品       | 6,026     | 一年内返済予定の長期借入金 | 47,525    |
| 前渡金       | 8,713     | 一年内償還予定の社債    | 10,000    |
| 前払費用      | 26,410    | リース債務         | 4,912     |
| その他の      | 17,910    | 未払費用          | 21,308    |
| 固定資産      | 731,613   | 未未払消費税        | 70,337    |
| 有形固定資産    | 545,172   | 未未払法人税        | 67,536    |
| 建物        | 360,216   | 未契約預り金        | 10,560    |
| 構築物       | 12,744    | 与引当金          | 57,589    |
| 機械及び装置    | 8,015     | 定期借入金         | 15,359    |
| 車両運搬具     | 265       | 長期借入金         | 96,196    |
| 工具、器具及び備品 | 40,075    | 一時預り金         | 293,838   |
| 土地        | 109,121   | 資産除去看債務       | 257,468   |
| リース資産     | 14,734    | その他の          | 11,924    |
| 無形固定資産    | 7,226     | 負債の合計         | 21,153    |
| ソフトウエア    | 6,961     | (純資産の部)       | 3,291     |
| その他の      | 264       | 株主資本          | 984,948   |
| 投資その他の資産  | 179,214   | 資本剰余金         | 1,135,780 |
| 投資有価証券    | 36,357    | 資本準備金         | 217,100   |
| 出資        | 16,450    | その他資本剰余金      | 158,340   |
| 長期前払費用    | 145       | 利益剰余金         | 146,100   |
| 繰延税金資産    | 38,767    | 利益準備金         | 12,240    |
| その他の      | 87,618    | その他利益剰余金      | 760,417   |
| 貸倒引当金     | △125      | 繰越利益剰余金       | 10,002    |
| 資産合計      | 2,124,151 | 自己株式          | 750,414   |
|           |           | 評価・換算差額等      | 750,414   |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | △76       |
|           |           | 純資産合計         | 3,421     |
|           |           | 負債・純資産合計      | 3,421     |
|           |           |               | 1,139,202 |
|           |           |               | 2,124,151 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目          |          |    |   |     |     | 金額        |
|--------------|----------|----|---|-----|-----|-----------|
| 売上高          | 原価       | 益  |   |     |     | 4,154,113 |
| 売上総利         | 益        | 益  |   |     |     | 3,449,623 |
| 販売費及び一般管理費   | 益        | 益  |   |     |     | 704,490   |
| 営業利益         | 外収       | 利  | 息 | 金入料 | 入金他 | 605,121   |
| 受取利息         | 利        | 当  | 入 | 料   |     | 99,369    |
| 受取配当金        | 当        | 収  | 入 |     |     |           |
| 受助成金手数料      | 取        | 数  | 入 |     |     |           |
| 受取賃料         | 家賃       | 取  | 入 |     |     |           |
| 受取電気料金       | 電解約      | 払戻 | 入 |     |     |           |
| 保険料          | 保険の      | の  | 金 | 他   |     |           |
| その他の費用       | 外費       | 用  | 息 |     |     | 19,598    |
| 支払利息         | 利息       | 利  | 息 |     |     |           |
| 社債利息         | 利        | 利  | 息 |     |     |           |
| 支払保証料        | 保証約      | 証約 | 料 |     |     |           |
| 支払保険料        | 保険の      | の  | 料 |     |     |           |
| その他の費用       | 外費       | 用  | 息 | 他   |     | 3,681     |
| 経常利益         | 常別利      | 益  | 益 |     |     | 115,285   |
| 特別利益         | 固定資産売却益  |    |   |     |     | 7,668     |
| 特別損失         | 固定資産損失   |    |   |     |     | 3,173     |
| 税引前当期純利益     | 税引前当期純利益 |    |   |     |     | 119,780   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 税額       |    |   |     |     |           |
| 法人税等還付税      | 税額       |    |   |     |     |           |
| 法人税等調整額      | 税額       |    |   |     |     |           |
| 当期純利益        | 純利益      |    |   |     |     | 36,876    |
|              |          |    |   |     |     | 82,904    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

日本ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田 口 真 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ナレッジ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

日本ナレッジ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 寺脇 健夫   
監査役（社外監査役） 山脇 市郎   
監査役（社外監査役） 田畠 宏一 

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第40期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は27,519,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 2,751,910円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
利益準備金 2,751,910円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 当社における地位 |          |
|-------|--------------------|----------|----------|
| 1     | ふじい　よういち<br>藤井　洋一  | 代表取締役社長  | 再任       |
| 2     | はせがわ　たかし<br>長谷川　貴志 | 取締役      | 再任       |
| 3     | あおき　かずお<br>青木　一男   | 取締役      | 再任       |
| 4     | ふじい　ゆうすけ<br>藤井　勇佑  | 取締役      | 再任       |
| 5     | わたなべ　てるお<br>渡辺　照男  | 独立社外取締役  | 再任　社外　独立 |
| 6     | こいづみ　たえみ<br>小泉　妙美  | 独立社外取締役  | 再任　社外　独立 |

再任 再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

ふじ い よう いち  
藤 井 洋 一 (1957年10月15日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

|                                                     |                                        |                             |                                            |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 1985年10月                                            | 日本スペースソフト株式会社設立<br>代表取締役就任             | 2016年 6月<br><b>2023年 6月</b> | 一般社団法人IT検証産業協会 会長就任<br>一般社団法人IT検証産業協会      |
| 1986年12月                                            | 日本ナレッジエンジニアリング株式会社<br>に商号変更<br>代表取締役就任 | 2025年 5月                    | 監事就任 (現任)<br>関東ITソフトウェア健康保険組合<br>理事就任 (現任) |
| <b>1988年 6月</b> 日本ナレッジ株式会社に商号変更<br>当社代表取締役社長就任 (現任) |                                        |                             |                                            |

重要な兼職の状況：一般社団法人IT検証産業協会監事、関東ITソフトウェア健康保険組合理事

所有する当社の株式数：25,000株

在任年数：39年 8ヶ月

取締役候補者とした理由

藤井 洋一氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社事業を牽引し、代表取締役社長として上場企業へと成長させました。経営者としての豊富な経験や識見を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

は せ がわ たか し  
長 谷 川 貴 志 (1969年6月20日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

|          |                    |                 |                         |
|----------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 1989年 5月 | 当社入社               | 2022年 9月        | 当社取締役 事業統括本部長就任         |
| 2012年 5月 | 当社取締役就任            | <b>2024年 4月</b> | 当社取締役 DX推進本部長就任<br>(現任) |
| 2015年 4月 | 当社取締役 開発事業部 技術部長就任 |                 |                         |
| 2019年 7月 | 当社取締役 開発事業本部長就任    |                 |                         |

所有する当社の株式数：20,000株

在任年数：13年 1ヶ月

取締役候補者とした理由

長谷川 貴志氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社開発事業を牽引し、成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

あお  
き  
かず  
青木一男

(1953年6月7日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 日本電気工事株式会社入社  
(現NECネットエスアイ株式会社)  
2001年7月 同社経理部財務室長  
2007年10月 同社監査部長  
2013年6月 キューアンドエー株式会社  
常勤監査役就任

2016年4月 当社入社 顧問就任  
2016年6月 当社常勤監査役就任  
**2019年10月 当社取締役 管理本部長就任 (現任)**

所有する当社の株式数：一株

在任年数：5年8ヶ月

取締役候補者とした理由

青木 一男氏を取締役候補者とした理由は、大手企業において長年にわたり経理部門、監査部門を牽引し成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

4

ふじ  
い  
ゆう  
すけ  
藤井勇佑

(1983年10月25日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2008年8月 NECネットエスアイ・サービス株式会社  
入社  
2011年10月 当社入社  
2019年10月 当社開発事業本部 副本部長

2020年4月  
2023年4月  
2024年4月  
**2024年6月**

当社執行役員 営業本部長就任  
当社上席執行役員 営業統括本部長就任  
当社上席執行役員 事業統括本部長就任  
**当社取締役 事業統括本部長就任  
(現任)**

重要な兼職の状況：ウィステリアトラスト株式会社 代表取締役

所有する当社の株式数：一株

在任年数：1年

取締役候補者とした理由

藤井 勇佑氏を取締役候補者とした理由は、当社において長年にわたり当社営業部門を牽引し成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番 号

5

渡辺 照男 (1962年11月11日)

再任  
社外  
独立

略歴、当社における地位及び担当

|          |                                                      |          |                                  |
|----------|------------------------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 1996年 4月 | 株式会社シナノシステムエンジニアリング入社                                | 2018年 9月 | 同社顧問就任                           |
| 2012年 5月 | 同社代表取締役社長就任                                          | 2019年 3月 | Re・Favor株式会社設立                   |
| 2016年11月 | 株式会社テックジャパンと合併<br>新設会社ティアンドエス株式会社を設立<br>同社代表取締役副社長就任 | 2022年 1月 | 同社代表取締役社長就任（現任）<br>当社社外取締役就任（現任） |

重要な兼職の状況：Re・Favor株式会社 代表取締役社長

所有する当社の株式数：一株

在任年数：3年5ヶ月

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡辺 照男氏を社外取締役候補者とした理由は、IT企業の経営指導を通じて培った豊富な経験と識見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番 号

6

小泉 妙美 (1968年11月29日)

再任  
社外  
独立

略歴、当社における地位及び担当

|          |                                |          |                                |
|----------|--------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1992年 4月 | 株式会社東京銀行<br>(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行  | 2006年11月 | 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 |
| 2001年10月 | 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 | 2016年12月 | 株式会社Amazia常勤監査役就任（現任）          |
| 2005年10月 | あづさ監査法人<br>(現有限責任あづさ監査法人) 入所   | 2022年11月 | 当社社外取締役就任（現任）                  |
|          |                                | 2023年12月 | Cellid株式会社監査役就任（現任）            |

重要な兼職の状況：株式会社Amazia 常勤監査役、Cellid株式会社 監査役

所有する当社の株式数：一株

在任年数：2年7ヶ月

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小泉 妙美氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡辺 照男氏、小泉 妙美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡辺 照男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月となります。  
小泉 妙美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヶ月となります。
4. 当社は、渡辺 照男氏及び小泉 妙美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役、執行役員の地位にある従業員が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしております。  
各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、渡辺 照男氏、小泉 妙美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

そえ だ  
**添 田**

しげ なが  
**繁 永**

(1973年9月29日)

社外

#### 略歴、当社における地位

|          |                                  |          |                                  |
|----------|----------------------------------|----------|----------------------------------|
| 1998年11月 | 株式会社ビジネスバンク 入社                   | 2020年 1月 | 同社取締役コーポレート本部長就任                 |
| 2001年10月 | 中央青山監査法人金融部 入所                   | 2020年 9月 | プライムストラテジー株式会社<br>常勤監査役就任        |
| 2005年 4月 | 株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング 入社         | 2022年 8月 | 同社取締役（監査等委員）就任（現任）               |
| 2011年 2月 | キャリアリンク株式会社 入社                   | 2023年 9月 | 株式会社リバイブル監査役就任（現任）               |
| 2011年 8月 | 株式会社KID'S（現 KIDS HOLDINGS）<br>入社 | 2025年 1月 | 株式会社Wellness X Asia監査役就任<br>(現任) |
| 2019年 5月 | 株式会社Enjin 常勤監査役就任                |          |                                  |

所有する当社の株式数：一株

在任年数：一年

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

添田 繁永氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、高い専門性と経験をその職務に適切に遂行頂きたく、候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 添田 繁永氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 添田 繁永氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役、執行役員の地位にある従業員が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしております。添田 繁永氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

#### **第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月30日開催の第31回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することいたします。

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要是本招集ご通知の事業報告における「4.会社役員の状況」に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は1.5%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

##### **1. 本割当株式の譲渡制限**

- (1) 当該取締役は、本割当契約により割当を受けた日（以下「本払込期日」という。）より3年間からから30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

- (2) 当社は、当該取締役において、本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、当該取締役が当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該取締役が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において当該取締役（ただし、当該取締役が死亡により退任した場合は当該取締役の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。
- (3) 前項に定める「正当な理由による退任」には、甲の承認を得ないでなされた自己都合による退任は含まれないものとする。

## 2. 無償取得事由

- (1) 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。
- (2) 当該取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該取締役が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
- ①当該取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ②当該取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
  - ③当該取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ④当該取締役が当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、(i)退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合、(ii)正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く。）
- (3) 当該取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点（第7条第2項の規定により到達したものとみなされる時点を含む。）をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
- ①当該取締役において、当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
  - ②当該取締役において、法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

- (4) 当該取締役が(2)④ただし書(ii)又は(iii)の事由に該当する場合には、当社は、当該取締役が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた数の本株式を当然に無償で取得する。
- ① 本株式数
- ② 本払込期日を含む月から当該取締役が(2)④に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

### 3. 組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い

- (1) 当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、②において当社の株主総会による承認を要さない場合及び⑥においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において当該取締役が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ④ 株式の併合（当該株式の併合により当該取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- (2) 前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

以 上

## 株主メモ

### 事業年度

4月1日～3月31日

### 配当金受領株主確定日

毎年3月31日及び中間配当を行なうときは毎年9月30日

### 定時株主総会

毎年6月

### 上場証券取引所

東京証券取引所 グロース市場

### 証券コード

5252

### 株主名簿管理人

みずほ信託銀行

### 同連絡先

みずほ信託銀行本店証券代行部

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

TEL : 0120-524-324

郵便物送付先 :

〒 168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行証券代行部

### 公告方法

電子公告により行います。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



The screenshot shows the homepage of the KNOWLEDGE website. At the top, there's a navigation bar with links for "HOME PAGE", "INQUIRIES", "INFORMATION", and "CONTACT". Below the navigation is a large banner titled "TOP MESSAGE" featuring abstract geometric shapes and a portrait of a man in a suit.



The screenshot shows the "IR" section of the KNOWLEDGE website. It features a large banner with abstract shapes and a "IR NEWS" heading. Below it, there are several news items listed with dates and titles:

- 2025/03/30 11:00時 営利指標下限割引と地域社会の活性化に向けた包括連携協定を締結 (719KB)
- 2025/04/26 11:00時 独自開拓のアートホテル「Art Hotel T+」も駿河町可能な、AIを活用した独自のアートホテルシリーズを開拓 (969KB)
- 2025/04/25 11:00時 生地株主の異動に関するお知らせ (25KB)
- 2025/02/28 11:00時 2025年3月期第3四半期決算説明の書き起こし記録 (ログ-in=Finance) (1,116KB)
- 2025/02/28 11:00時 ナイティカルモリックがスマートログインへ参画 (1,116KB)

<https://www.know-net.co.jp>

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会 場

秋葉原UDXカンファレンスA・B

東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDXビル南ウイング6階

電話 (03) 3254-8421

## 交 通

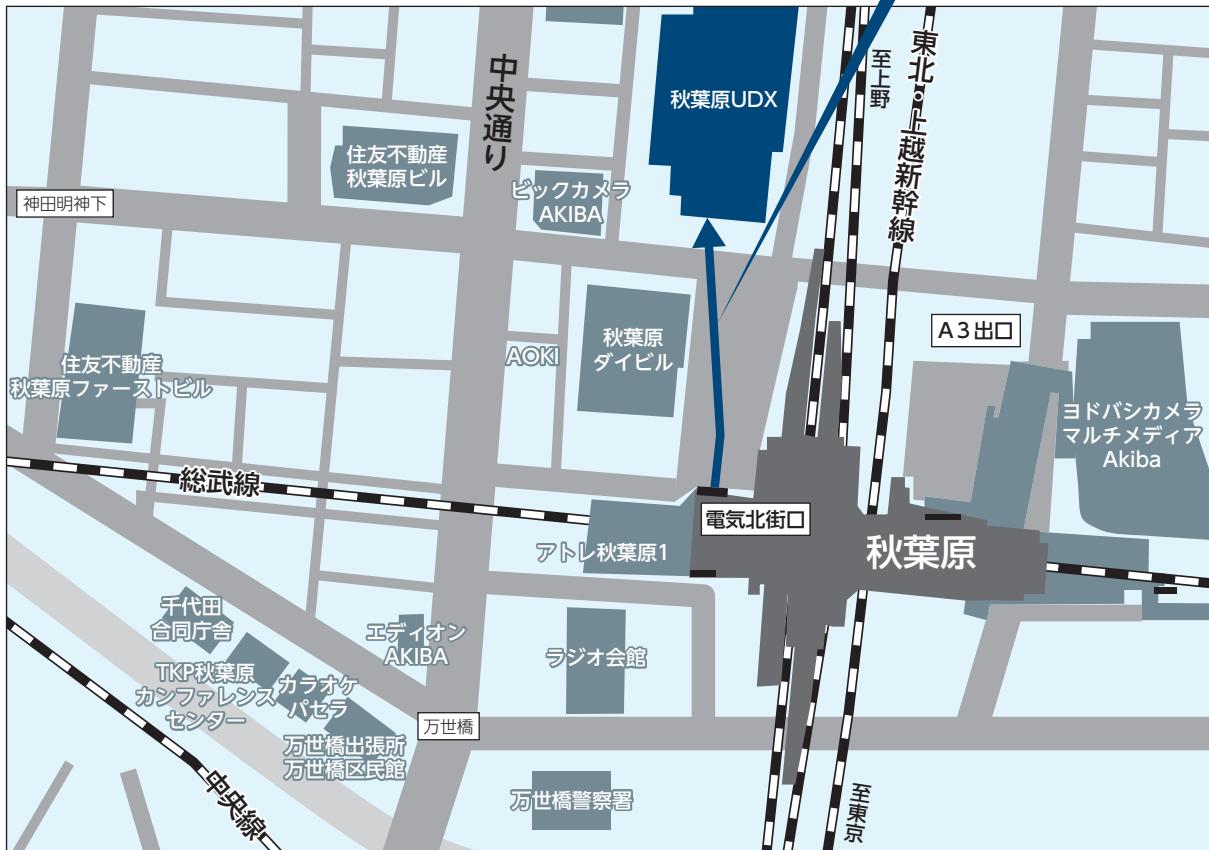
JR

秋葉原駅（電気街口） 徒歩2分

つくばエクスプレス

秋葉原駅（A3出口） 徒歩3分

2階 歩行者デッキより  
4階 直通エスカレーターを  
ご利用いただけます。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。